

財 産 目 録

令和3年3月31日 現在

1：法人会計

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
当座預金	肥後銀行 子飼橋支店	—	運転資金として	—	—	13,751,516
普通預金	肥後銀行 子飼橋支店 西日本シティ銀行 他	—	運転資金として	—	—	52,397,276
定期預金	肥後銀行 子飼橋支店	—	運転資金として	—	—	20,000,000
郵便貯金	ゆうちょ銀行	—	運転資金として	—	—	9,067,235
			小計			95,216,027
事業未収金	給付費、利用者負担金 職員給食利用料 他	—		—	—	78,939,936
	流動資産合計					174,155,963
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(大江学園(拠点)) 熊本市東区渡鹿8丁目13-2 他 全29筆	—	第1種社会福祉事業である大江学園等に使用している	—	—	381,703,725
	(第二大江学園(拠点)) 熊本市東区渡鹿8丁目13-2 他 全30筆	—	第1種社会福祉事業である第二大江学園等に使用している	—	—	295,776,010
			小計			677,479,735
建物	(大江学園(拠点)) 熊本市東区渡鹿8丁目30 他 全8棟	H22年度 他	第1種社会福祉事業である大江学園等に使用している	417,191,217	242,684,523	174,506,694
	(第二大江学園(拠点)) 熊本市東区渡鹿8丁目29 他 全8棟	H10年度 他	第1種社会福祉事業である第二大江学園等に使用している	419,766,904	241,800,524	177,966,380
			小計			352,473,074
	基本財産合計					1,029,952,809
(2) その他の固定資産						
土地	(本部(拠点)) 八代郡氷川町大野上天提 2198-7 他 全3筆	—	駐車場等	—	—	4,450,937
	(第二大江学園(拠点)) 熊本市東区渡鹿9丁目36-32 他 全3筆	—	施設利用用地	—	—	34,110,000
			小計			38,560,937
建物	(本部(拠点))資料館	H30年度	第1種社会福祉事業である大江学園等に使用している	6,095,088	607,477	5,487,611
	熊本市東区渡鹿8丁目30 他	H22年度 他	第1種社会福祉事業である大江学園等に使用している	25,267,000	24,446,038	820,962
	熊本市東区渡鹿8丁目29 他	H10年度 他	第1種社会福祉事業である第二大江学園等に使用している	22,795,700	22,055,920	739,780
			小計			7,048,353
構築物	プール 他	—		19,702,570	17,587,444	2,115,126
車輛運搬具	トヨタハイエース 他 全15台	—	利用者送迎用	25,292,001	24,543,333	748,668
器具及び備品	乾燥機 他	—		40,190,776	24,137,631	16,053,145
権利	電話加入権	—		—	—	431,200
退職給付引当資産	熊本県社会福祉協議会 退職共済掛金	—	将来における退職金の目的の為に積み立てている資産	—	—	36,233,520
施設整備積立資産	肥後銀行 子飼橋支店 他	—	将来における施設整備の目的の為に積み立てている預金	—	—	136,000,000
	その他の固定資産合計					237,190,949
	固定資産合計					1,267,143,758
	資産合計					1,441,299,721
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食費、法定福利費 他	—		—	—	16,997,538
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 熊本県社会福祉協議会	—		—	—	2,104,000
職員預り金	3月分源泉所得税、住民税 他	—		—	—	7,470,068
	流動負債合計					26,571,606
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 熊本県社会福祉協議会	—		—	—	10,120,000
退職給付引当金	熊本県社会福祉協議会 退職共済掛金	—		—	—	36,233,520
	固定負債合計					46,353,520
	負債合計					72,925,126
	差引純資産					1,368,374,595

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。